平成２５年（フ）第１９６８号
福岡市東区原田４丁目６番20号
債務者　福川　隆久
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９７５号
福岡市早良区室見１丁目12番１号
債務者　西原　彩花
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９８４号
福岡県筑紫野市紫１丁目13番１―415号
債務者　杉野　知秀
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９８９号
福岡市東区馬出４丁目８番21号
債務者　森　　三郎
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９９０号
福岡市東区馬出４丁目８番21号
債務者　森　理恵子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２００１号
福岡県糟屋郡志免町別府北１丁目13番１―905号
債務者　黒木　輝幸
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２００４号
福岡市南区野多目２丁目９番８号
債務者　高木　敏子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２００９号
福岡市早良区内野２丁目13番22号
債務者　後藤　一也
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０１０号
福岡市早良区内野２丁目13番22号
債務者　後藤美須江
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０１８号
福岡市博多区山王１丁目10番11―407号
債務者　嶋崎　善正
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０２７号
福岡市南区曰佐１丁目13番21号
債務者　安達　大登
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０２９号
福岡県宗像市平井１丁目４番14号　コーポ二番館101号
債務者　平木　明美
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０３０号
福岡市城南区長尾５丁目18番７号
債務者　藏田　和美
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０３３号
福岡市南区大橋１丁目20番１号
債務者　倉地　惠子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０３４号
福岡県大野城市御笠川４丁目１番１―302号　コーポ今里
債務者　小笠原祐二
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０３６号
福岡県大野城市曙町３丁目４番12号グレートガーデンⅢ―B201号
債務者　飯干　和代（旧姓川津）
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０４３号
福岡県朝倉市杷木林田677番地２中山アパート５号
債務者　鬼塚美奈子（旧姓清水・廣田）
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０６０号
福岡市中央区港２丁目９番19号
債務者　波多江晶子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部